

# 第2期笠松町いのち支える自殺対策行動計画

【令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度)】

(素案)

令和6年〇月

笠松町

# 目次

第1章	計画策定の趣旨等	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
第2章	本町の現状	
1	統計データから見る本町の自殺の現状	4
2	アンケート調査結果	11
第3章	これまでの取組と評価	
1	基本施策に関する取組と評価	17
2	重点施策に関する取組と評価	19
第4章	計画の目標と基本方針	
1	基本理念	20
2	目標	20
3	基本方針	20
第5章	自殺対策の具体的取組	
1	基本施策	21
2	重点施策	28
第6章	自殺対策の推進体制	
1	計画の推進体制	32
2	計画の進捗管理及び評価	32
参考資料		
1	笠松町いのち支える自殺対策推進委員会設置要綱	34
2	笠松町いのち支える自殺対策推進本部設置要綱	36
3	笠松町いのち支える自殺対策推進委員名簿	38

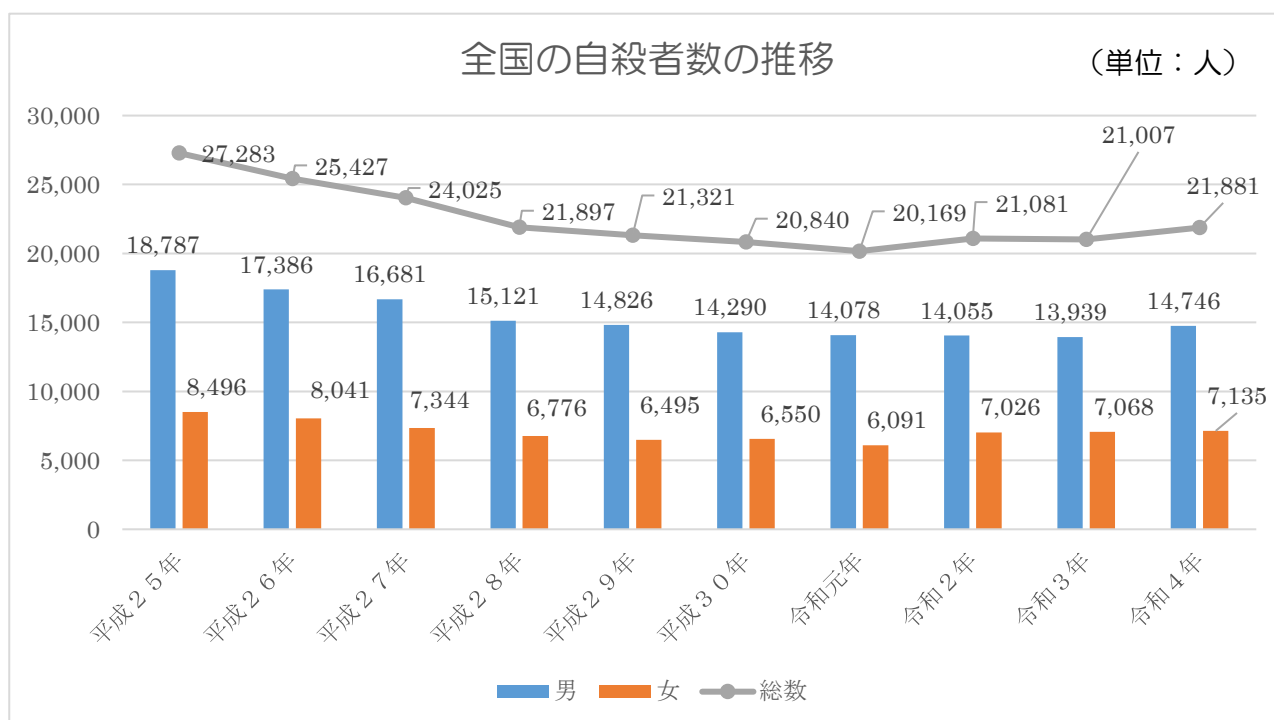
# 第1章 計画策定の趣旨等

## 1 計画策定の趣旨

我が国の自殺者対策は、平成18（2006）年10月に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく推進しました。それまで「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は3万人台から2万人台に減少するなど、着実に成果を上げています。しかし、自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、令和2（2020）年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、特に女性や小中高生の自殺者数が増え、総数は11年ぶりに前年を上回っています。こうした中、平成28（2016）年4月に「自殺対策基本法」が一部改正され、令和4（2022）年10月には新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されるなど、取組みの強化が求められています。

これらの状況を踏まえ、笠松町（以下「本町」という。）においては、平成31（2019）年3月に「笠松町のち支える自殺対策行動計画（以下、「本計画」という。）」を策定し、自殺対策の推進に取り組んできました。

本計画は、「自殺対策基本法」及び新たな「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえ、引き続き関係機関との連携強化を図るなど、更なる自殺対策に取り組み、「誰も自殺に追い込まれることのない笠松町」を実現するため、策定するものです。



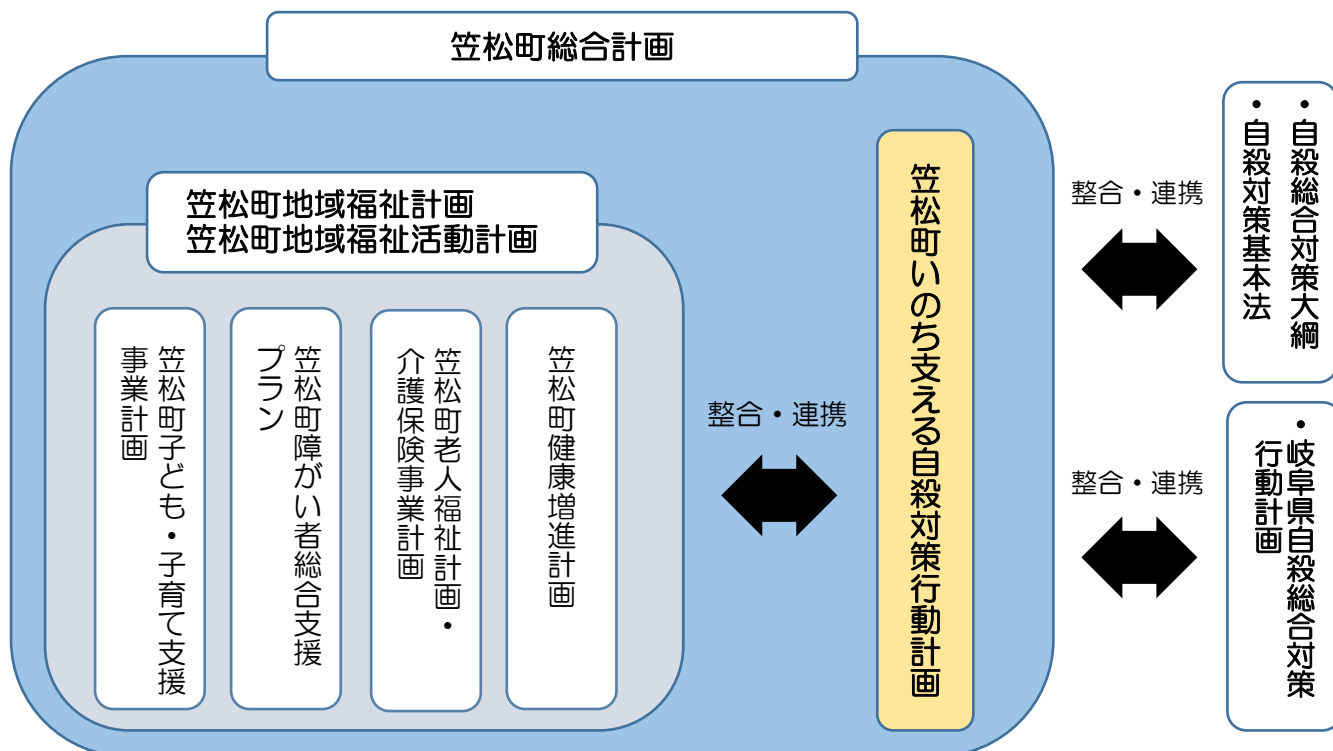
出典：警察庁自殺統計原票データ

## 2 計画の位置づけ

本計画は、自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえ、自殺対策基本法第13条第2項（市町村自殺対策計画）の規定に基づき、本町の実情に即して策定するものです。

また、「第4期岐阜県自殺総合対策行動計画」や「笠松町第6次総合計画」、「第2期笠松町健康増進計画」等の関連計画との整合性を図ります。

### ■他の計画との関係



## 3 計画の期間

本計画の期間は、国の自殺総合対策大綱が概ね5年を目途に改定されていることや、岐阜県自殺総合対策行動計画及び本町の関連計画との整合性を図り、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。

また、自殺対策基本法、自殺総合対策大綱の見直しなど国の動向や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

平成31（2019）～ 令和5（2023） 年度	令和6 （2024） 年度	令和7 （2025） 年度	令和8 （2026） 年度	令和9 （2027） 年度	令和10 （2028） 年度	令和11 （2029） 年度
笠松町のち支える自殺対策 行動計画	第2期笠松町のち支える自殺対策行動計画					
						評価・改定

【本計画書におけるデータの期間について】

本計画書のデータ期間は、平成30（2018）年から令和4（2022）年を基本としていますが、地域自殺実態プロファイル（\*）によるデータ期間は平成29（2017）年から令和3（2021）年としています。

（\*）地域自殺実態プロファイルとは、自殺総合対策推進センターにおいて、地域の自殺の実態を分析したものです。

## 第2章 本町の現状

### 1 統計データから見る本町の自殺の現状

#### (1) 自殺者数及び自殺死亡率の推移

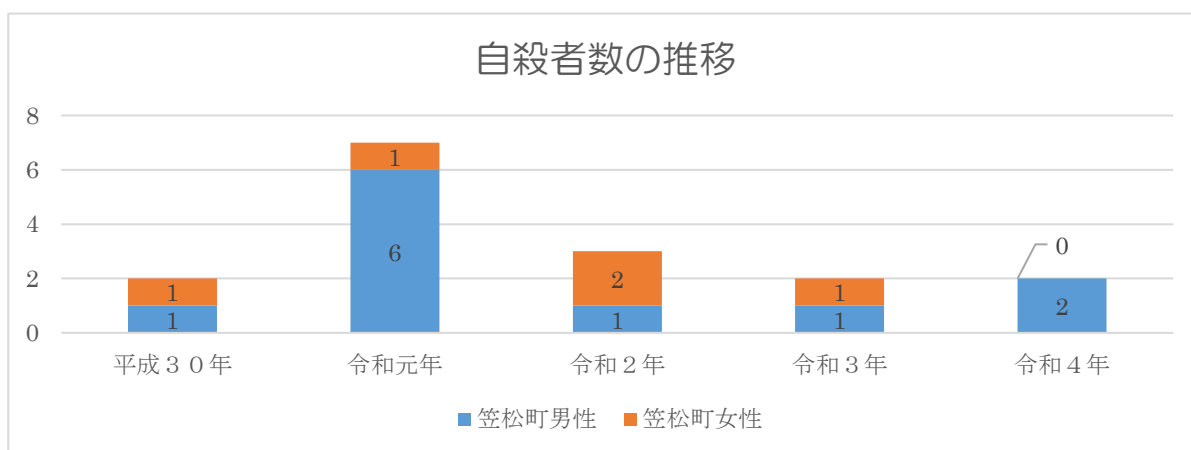
自殺で亡くなった人の数は平成30（2018）年から令和4（2022）年までの過去5年間で16人（年間平均3.2人）となっています。年間自殺者数は令和元（2019）年の7人をピークに以降は減少傾向となっており、令和2（2020）年以降は概ね横ばいの状況となっています。

また、人口10万人当たりの自殺死亡者数を表す自殺死亡率は、令和元（2019）年は31.43で、全国及び岐阜県の値を上回っていましたが、令和2（2020）年以降は全国・岐阜県の値を下回る状況となっています。

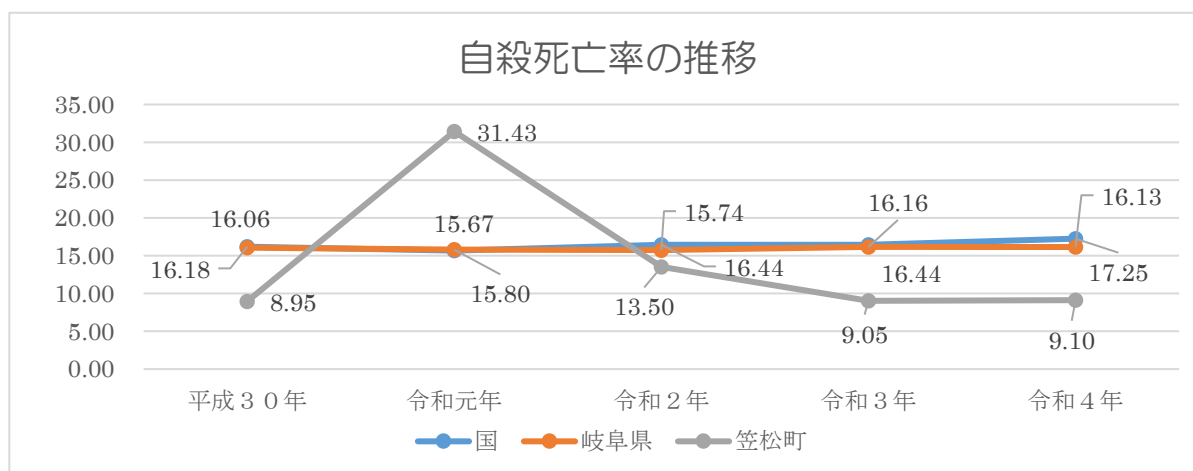
※（2）～（6）における自殺者数についても同様に平成30（2018）年から令和4（2022）年の人数を使用。

#### ○自殺者数の推移

（単位：人）



#### ○自殺死亡率の推移（10万人対）



出典：厚生労働省「地域における自決の基礎資料」

## (2) 男女別・年齢別自殺者数の状況

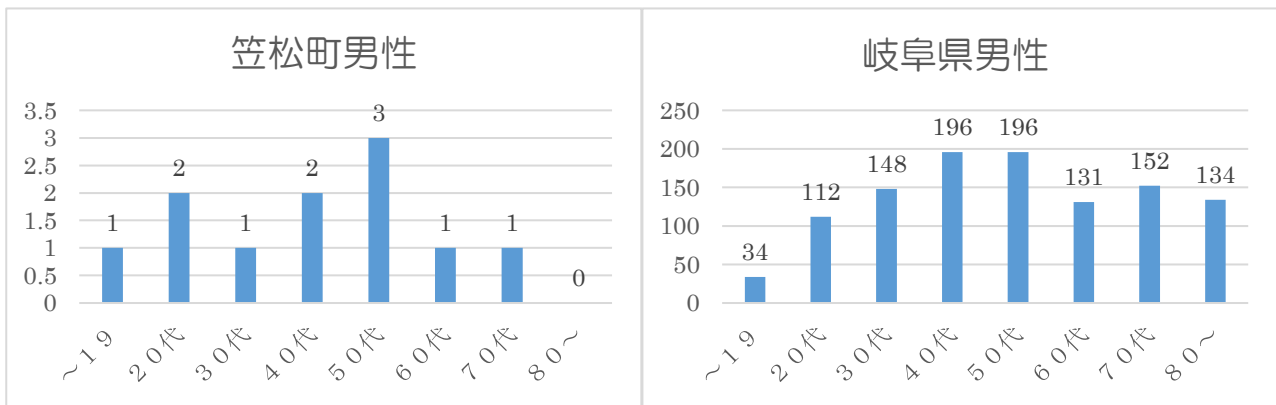
自殺者数について、性別で見ると、男性で11人、女性で5人と男性が多くなっています。

また、年代別で見ると、30歳代までの若年層は5人、40～60歳代は9人、70歳代以降の高齢者は2人となっており、40～60歳代が最も多くなっています。

岐阜県における自殺者数については、男性が女性の約2倍となっています。また男性では40～50歳代、次いで70歳以上が多くなっています。女性では70歳代以上、次いで40～50歳代が多くなっています。

### ○ 男性・年齢別

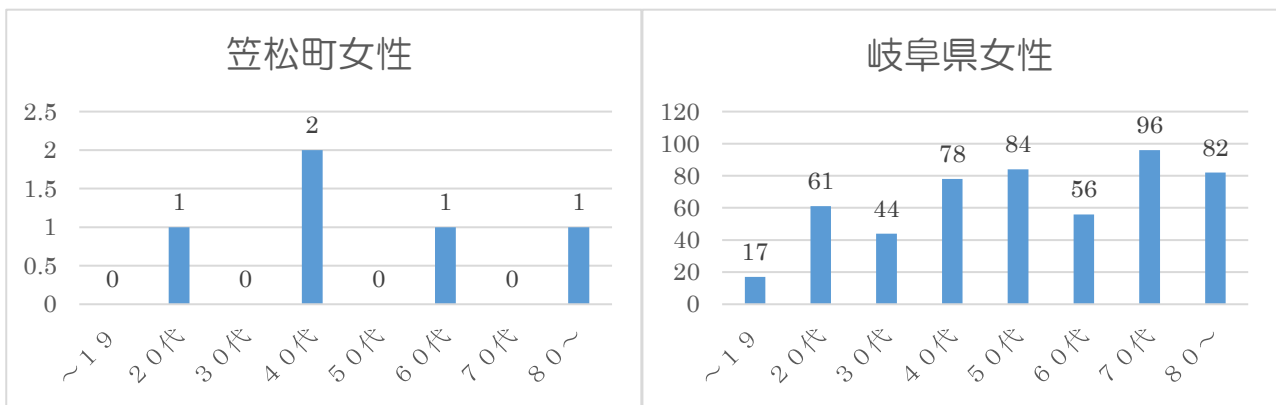
(単位：人)



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

### ○ 女性・年齢別

(単位：人)



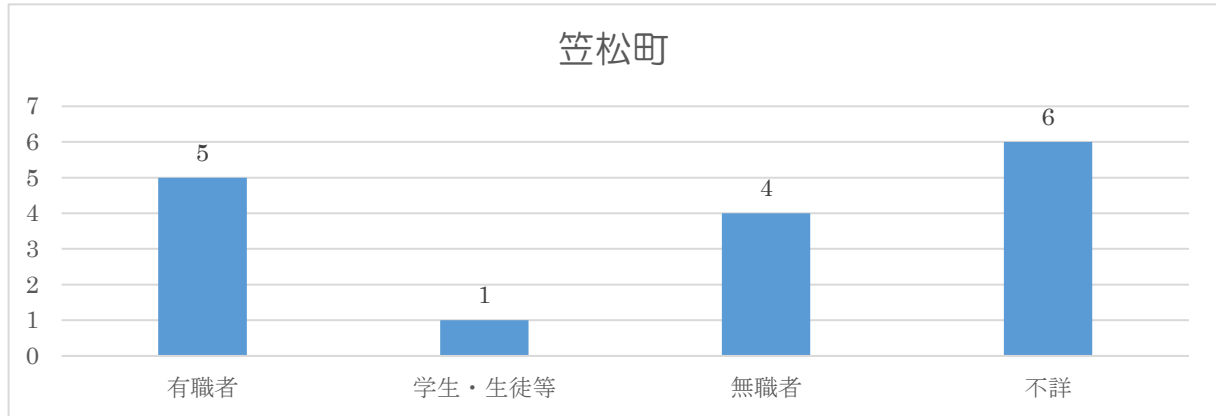
出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

### (3) 自殺者の職業の有無

自殺者数について、職業の有無別で見ると、自殺者16人に対し、有職者は5人、無職者（学生・生徒等を含む）は5人と同程度となっています。岐阜県においては、有職者は631人、無職者（学生・生徒等を含む）は973人となっており、無職者は有職者の約1.5倍と、無職者が多くなっています。

#### ○笠松町

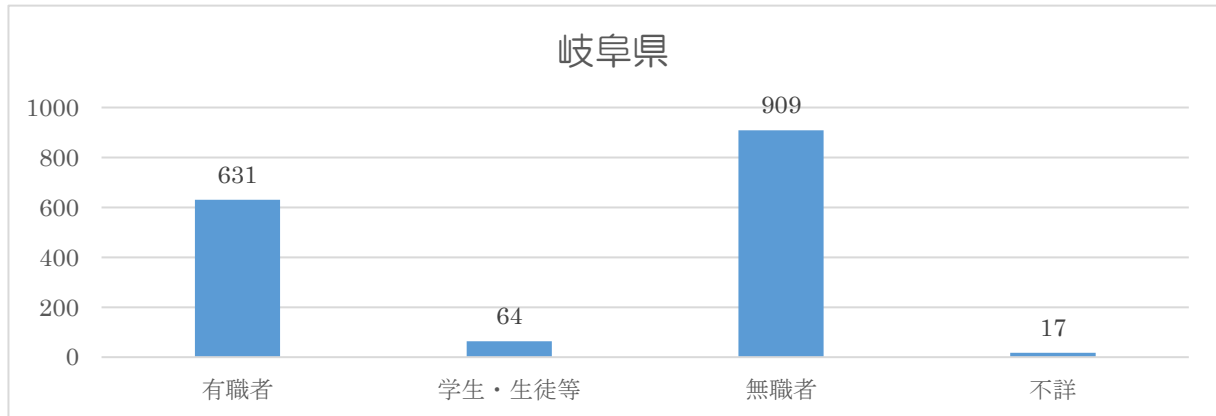
(単位：人)



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

#### ○岐阜県

(単位：人)



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」



#### (4) 同居人の有無

自殺者数について、同居人の有無別でみると、同居人のいる世帯が16人となっており、すべての自殺者で同居人がいました。岐阜県の自殺者についても同居人のいる世帯が多く、同様の傾向にあります。

##### ○笠松町

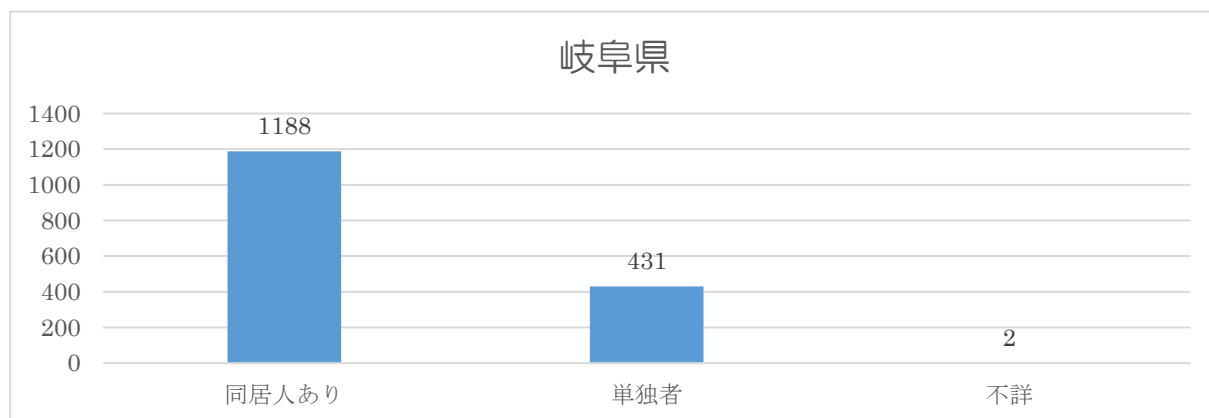
(単位：人)



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

##### ○岐阜県

(単位：人)



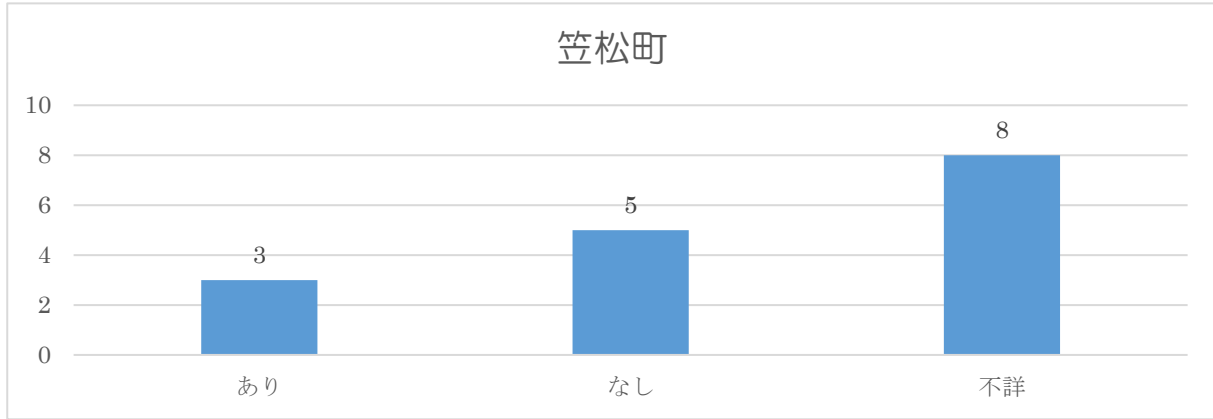
出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

### (5) 自殺未遂歴の有無

自殺者数について、自殺未遂歴の有無別で見ると、未遂歴のある人が3人、未遂歴のない人が5人となっています。岐阜県においても、未遂歴のない人が未遂歴のある人の約3倍となっており、同様の傾向にあります。

#### ○笠松町

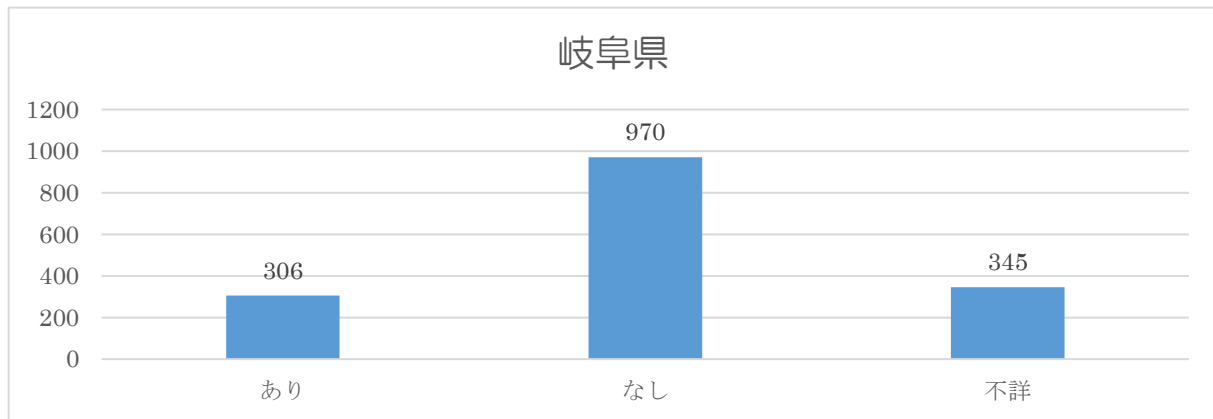
(単位：人)



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

#### ○岐阜県

(単位：人)



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

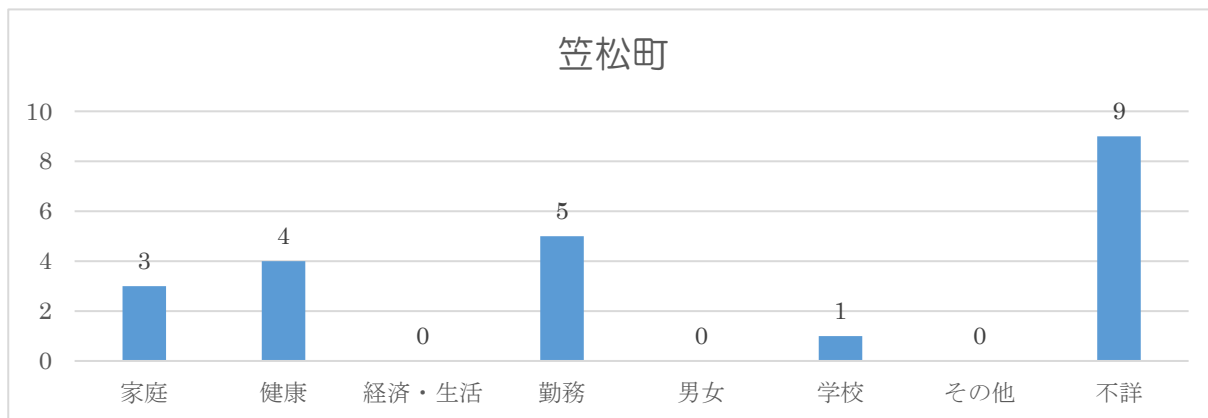
## (6) 自殺の原因・動機

自殺の原因・動機別についてみると、勤務問題が5件、健康問題が4件、次いで家庭問題3件、学校問題が1件と続きます。岐阜県においては、健康問題が最も多く、次いで経済・生活問題、家庭問題となっています。

原因・動機は不詳の場合も多く、自殺は複数の要因が絡み合い追い詰められた結果、死に至るとも言われており、原因の特定は困難なのが実情です。

### ○笠松町

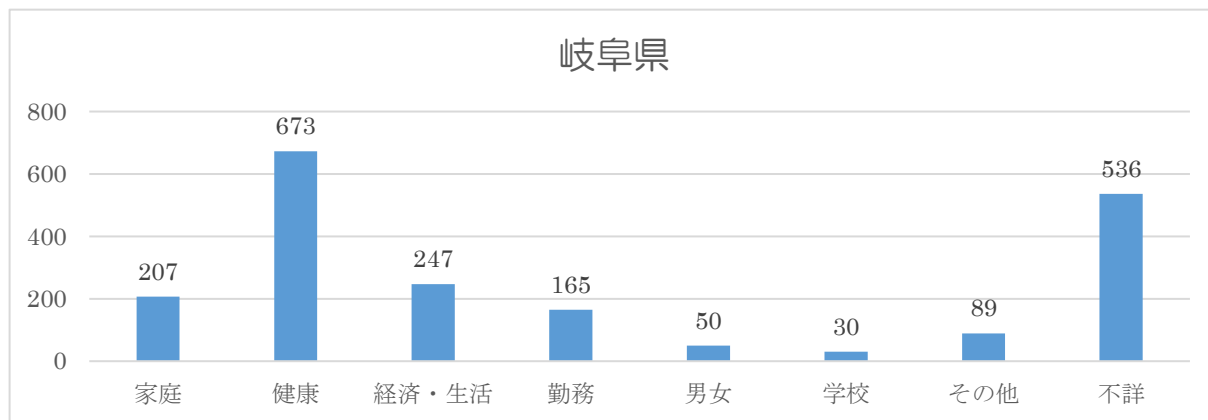
(単位：人)



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

### ○岐阜県

(単位：人)



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

◎自殺の原因・動機に係る集計については、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を3つまで計上しているため、自殺者数とは一致しない。

## (7) 自殺の特徴（平成29年～令和3年）

平成29（2017）年から令和3（2021）年の5年間における自殺の実態について、自殺総合対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル」による、本町において自殺で亡くなった人の割合が多い属性（性別×年代別×職業の有無別×同居人の有無別）の上位5区分はとおりです。

また、この属性情報から、本町において推奨される重点施策として「勤務・経営」「高齢者」「生活困窮者」に対する取組が挙げられています。

上位5区分		自殺者数 (5年計)	割合	自殺率 (10万人対)	背景にある主な自殺の危機経路（例）
1位	男性 40～59 歳 有職同居	3	20.0%	24.1	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位	男性60歳以上 無職同居	2	13.3%	25.3	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
3位	女性60歳以上 無職同居	2	13.3%	15.4	身体疾患→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
4位	男性 40～59 歳 無職同居	1	6.7%	108.5	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
5位	男性 20～39 歳 無職独居	1	6.7%	74.3	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイルより特別集計（自殺日・住居地）」

- ・順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順位としています。
- ・自殺率の母数（人口）は令和2年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計しています。
- ・「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013（ライフリンク）を参考にしたもので、危機経路を例示しています。

## 2 アンケート調査結果

本計画の策定にあたり、市民のこころの健康に関する意識などを把握するため、「笠松市民の福祉に関するアンケート調査」の結果を活用しました。

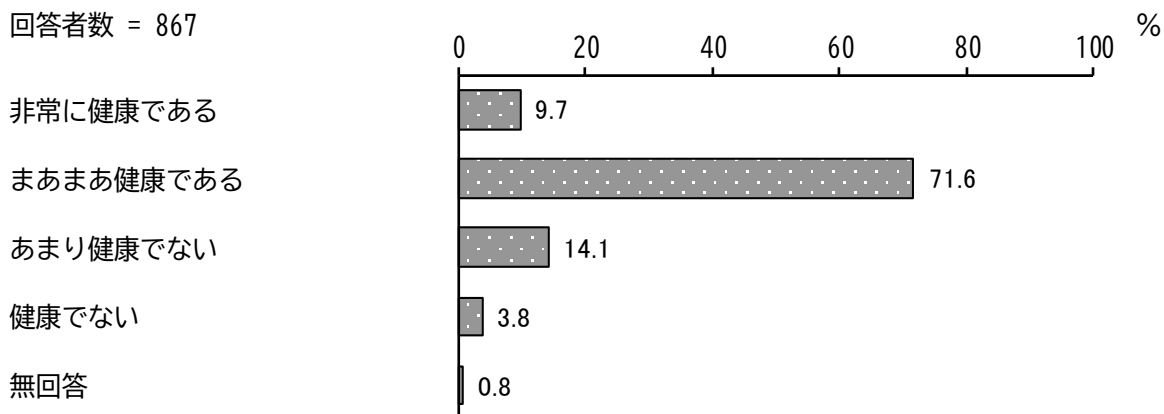
### (1) 成人に対する調査

調査対象 町内在住の18歳以上から無作為抽出  
調査期間 令和4（2022）年10月17日から令和4（2022）年11月4日  
調査方法 郵送による配布・回収  
回収状況 配布数：2,000通、有効回答数：867通（有効回答率 43.4%）

#### ① あなたは日ごろの自分の健康状態について、どのように感じますか。（1つに〇）

「まあまあ健康である」の割合が71.6%と最も高く、次いで「あまり健康でない」の割合が14.1%となっています。

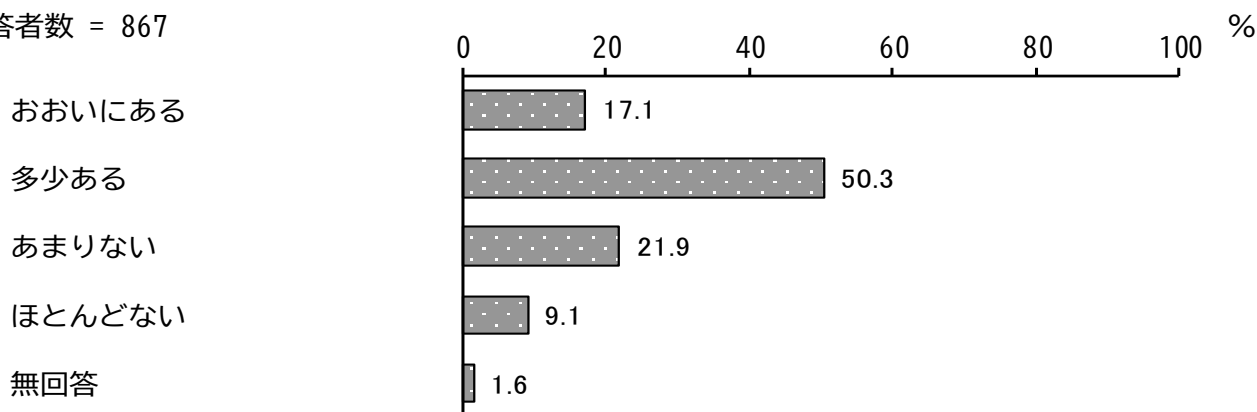
回答者数 = 867



#### ② あなたはこの1カ月に不満・悩み・苦勞などストレスを感じたことがありますか。（1つに〇）

「多少ある」の割合が50.3%と最も高く、次いで「あまりない」の割合が21.9%、「おおいにある」の割合が17.1%となっています。

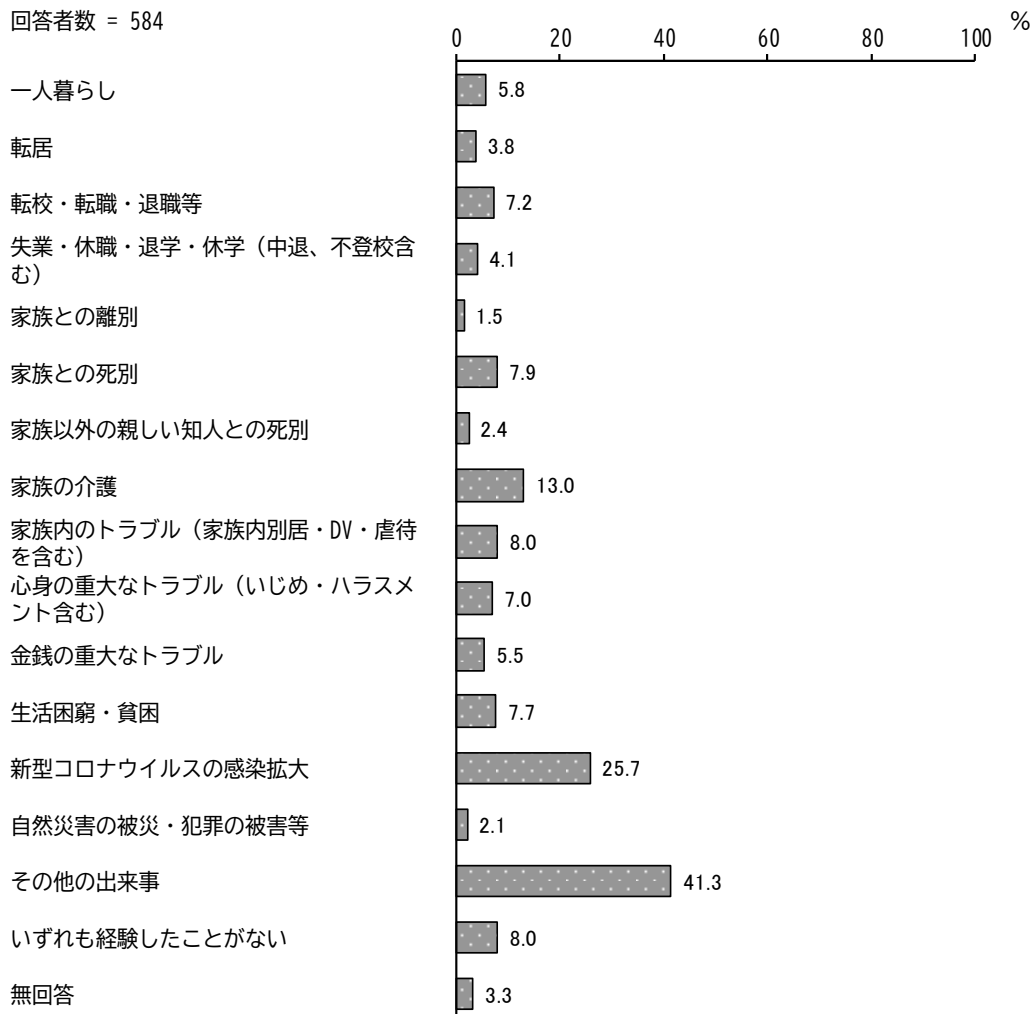
回答者数 = 867



②-1 不安、悩み、苦勞及びストレスを感じるに至る前に経験した出来事はなんですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

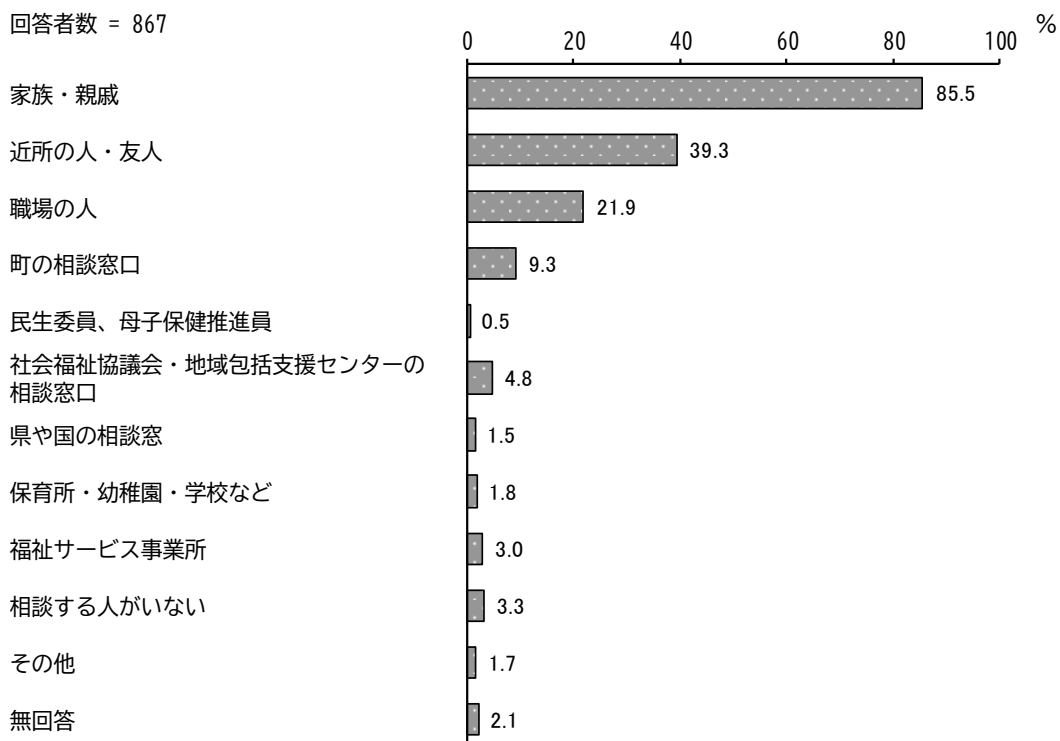
「その他の出来事」の割合が41.3%と最も高く、次いで「新型コロナウイルスの感染拡大」の割合が25.7%、「家族の介護」の割合が13.0%となっています。

回答者数 = 584



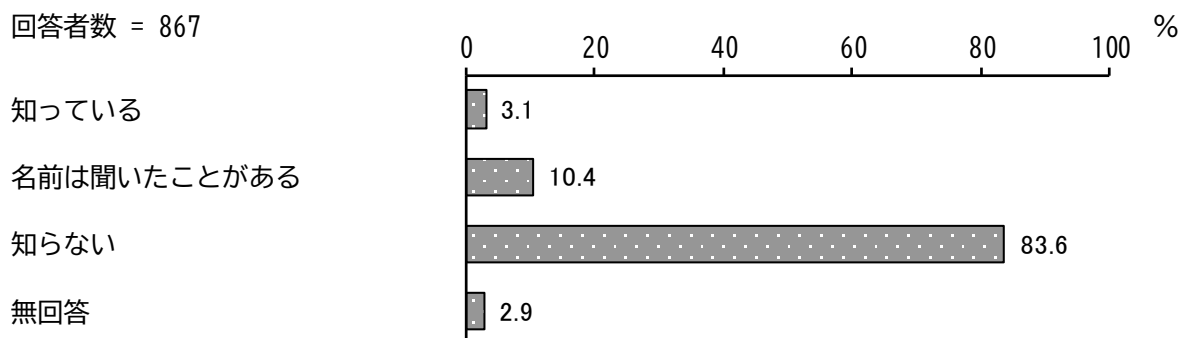
③ あなたは、日常生活での困り事について、誰に相談していますか。主な相談先を3つまで○をつけてください。

「家族・親戚」の割合が85.5%と最も高く、次いで「近所の人・友人」の割合が39.3%、「職場の人」の割合が21.9%となっています。



④ あなたは、ゲートキーパーのことを知っていますか。(1つに○)

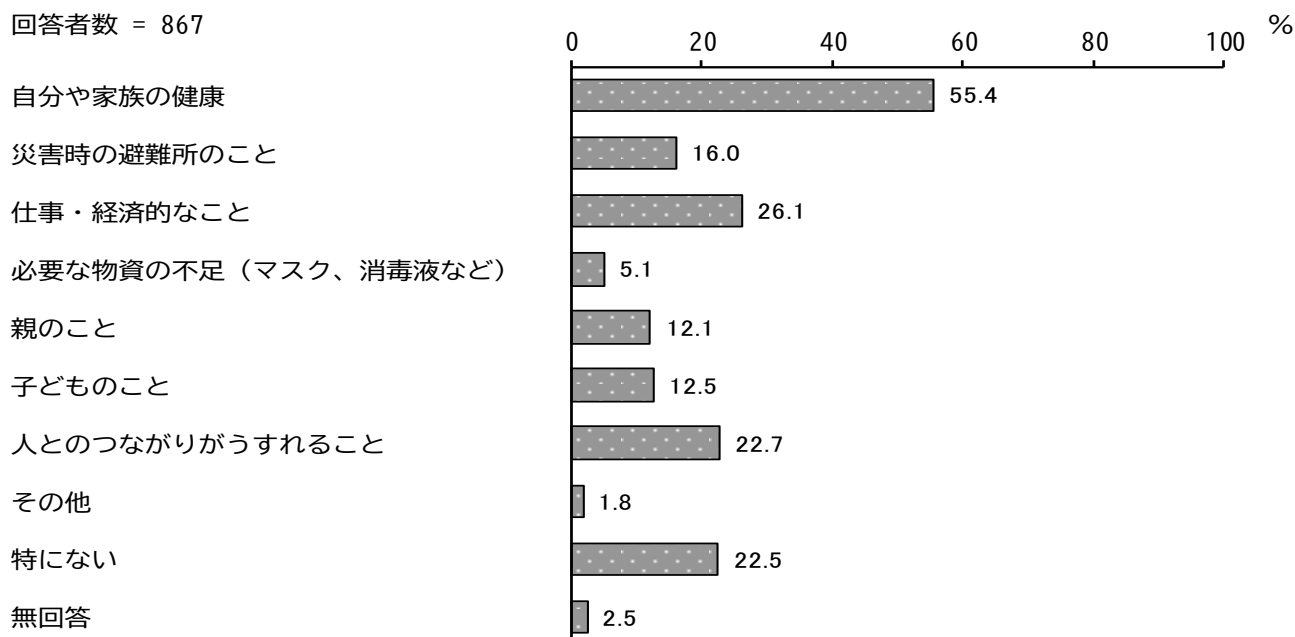
「知らない」の割合が83.6%と最も高く、次いで「名前は聞いたことがある」の割合が10.4%となっています。



⑤ 新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、困っていること・心配なことはありますか。（あてはまるものすべてに○）

「自分や家族の健康」の割合が 55.4%と最も高く、次いで「仕事・経済的なこと」の割合が 26.1%、「人とのつながりがうすれること」の割合が 22.7%となっています。

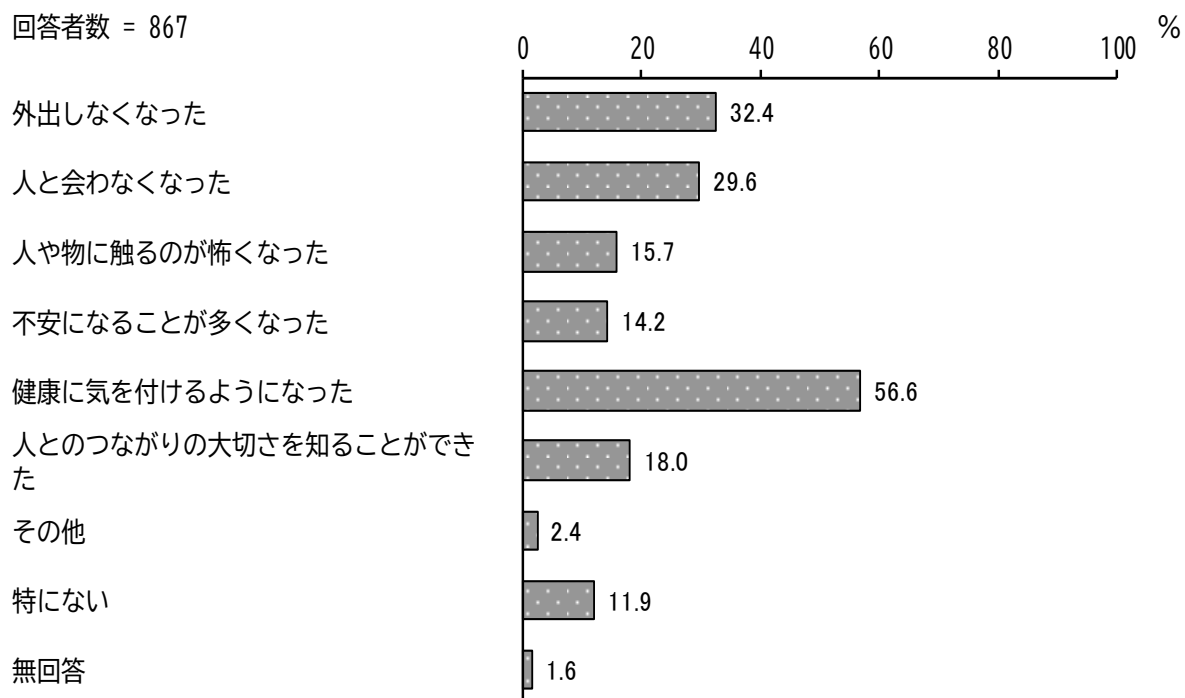
回答者数 = 867



⑥ 新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、あなたの意識に変化はありましたか。（あてはまるものすべてに○）

「健康に気を付けるようになった」の割合が 56.6%と最も高く、次いで「外出しなくなった」の割合が 32.4%、「人と会わなくなった」の割合が 29.6%となっています。

回答者数 = 867





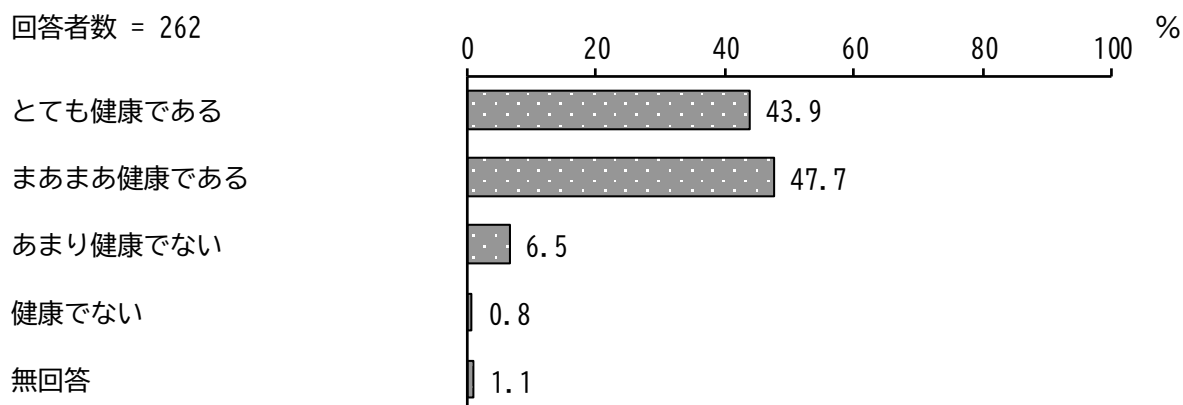
## (2) 子どもに対する調査

調査対象 町内在住の小学校5年生、中学2年生  
調査期間 令和4（2022）年12月から令和5（2023）年1月  
調査方法 インターネット回答  
回収状況 配布数：262通、有効回答数：262通（有効回答率 100.0%）

### ① あなたは日ごろの自分の健康状態について、どのように感じますか。（1つを選択）

「まあまあ健康である」の割合が47.7%と最も高く、次いで「とても健康である」の割合が43.9%となっています。

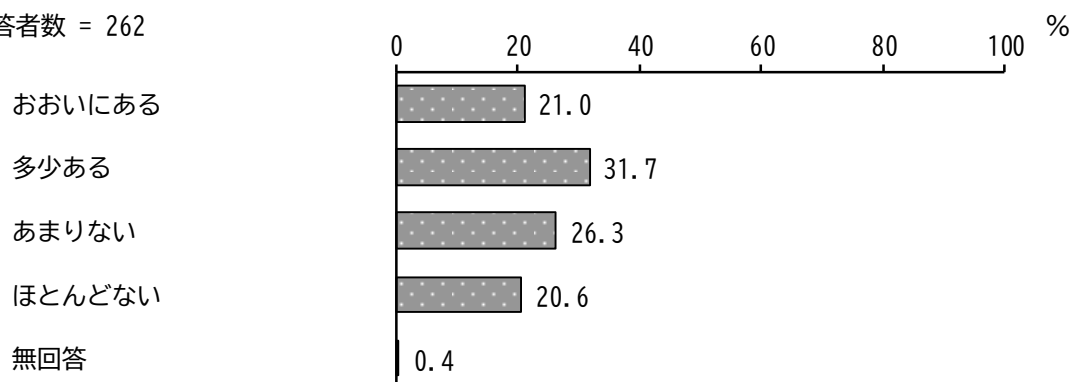
回答者数 = 262



### ② あなたはこの1カ月に不安・悩み・苦勞などストレスを感じたことがありますか。（1つを選択）

「多少ある」の割合が31.7%と最も高く、次いで「あまりない」の割合が26.3%、「おおいにある」の割合が21.0%となっています。

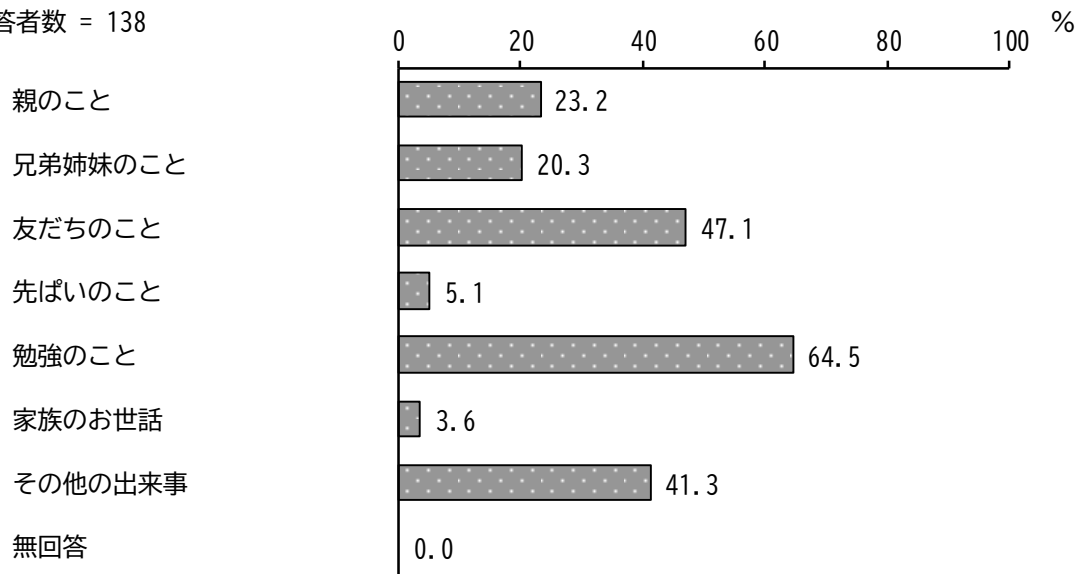
回答者数 = 262



②-1 不安、悩み、苦勞などストレスを感じたのはどんなことですか。あてはまるものすべてを選択してください。

「勉強のこと」の割合が64.5%と最も高く、次いで「友だちのこと」の割合が47.1%、「その他の出来事」の割合が41.3%となっています。

回答者数 = 138



## 第3章 これまでの取組と評価

自殺対策は、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされている「基本施策」と、地域の自殺の実態を分析した「地域自殺実態プロファイル」により示された「重点施策」を組み合わせることで推進することとしており、第1期計画期間における取組状況及び評価については次のとおりです。

### 1 基本施策に対する取組と評価

#### ①地域におけるネットワークの強化

自殺は、健康問題、経済問題、人間関係の問題、職場の問題、家庭や学校の問題など様々な要因が関係しています。自殺に追い込まれることがないように、誰もが安心して生きられるように自殺対策を推進していくことが重要となります。

本町では、全庁を挙げて自殺対策を総合的に推進するため平成30(2018)年度に「笠松町のち支える自殺対策推進本部」を設置し、計画の概要や施策の方向性について共有を図りました。

また、「笠松町のち支える自殺対策推進委員会」を開催し、医療、保健、生活、教育、労働等様々な関係機関のネットワークづくりの強化に取り組みました。

新型コロナウイルス感染症による社会環境の変化など新たな課題が顕在化しており、今後更に、関係機関とのネットワークを強化し、常日頃から情報共有や対策の相談等を実施していく必要があります。

#### ②自殺対策を支える人材育成

自殺予防の取組を推進するためには、悩んでいる人に寄り添い、関わりを持つことを通じて、「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要です。そのため、自殺の危険を示すサインに気づき、話を聞いて、必要な相談、支援機関につなぐ役割を担う人材である「ゲートキーパー」の養成を図る必要があります。

ゲートキーパーの認知度については、計画策定時は8.2%でしたが、令和4(2022)年のアンケートでは、「知っている」と「名前は聞いたことがある」の割合をあわせて、13.5%となっており、認知度は高まっていますが、依然として低い状況です。

今後は、広くゲートキーパーの養成を行うとともに、ゲートキーパーの認知度を高めていく必要があります。

#### ③住民への啓発と周知

誰にでも自殺に追い込まれるという危機は起こり得るため、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが社会全体の共通認識となるよう、啓発活動に取り組みました。

今後は、誰も自殺に追い込まれない社会を目指し、自殺に対する正しい知識と理解の啓発に更に取り組む必要があります。

#### ④生きることの促進要因への支援

自殺対策は生きることの「阻害要因を減らす取組」と「促進要因を増やす取組」双方の取組を通じて自殺リスクを低下させることが必要です。「健康、子育て、介護、生活困窮、DV等の不安を抱える人への支援」として、それぞれの人の状況に応じて関係者が連携を図りながら個別に相談対応を行いました。

笠松町民の福祉に関するアンケート調査の結果では、日常生活の困りごとの相談先は、「家族・親戚」や「近所の人・友人」、「職場の人」の割合が多く、町の相談窓口は9.3%と低い状況です。

今後は更に、専門職による相談を実施し、必要時には医療機関につなげていくとともに相談事業の周知の強化やあらゆる方法で相談できる体制づくりを行うほか、相談者の自己肯定感を高め、生きることの促進要因を増やす取組が必要です。

#### ⑤児童生徒へのSOSの出し方に関する教育

「SOSの出し方に関する教育の実施」として、教育現場では、児童生徒がいのちの大切さを実感したり、生活上のストレスに直面した時の対処方法やSOSの出し方を学ぶための「SOSの出し方に関する教育」を実施しました。

町内在住の小学校5年生、中学2年生を対象としたアンケート結果では、この1か月に不安・悩み・苦勞などストレスを感じたことが「おおいにある」「多少ある」の割合が52.7%となり、半数以上の児童生徒が何らかのストレスを感じていることが分かります。その原因は「勉強のこと」が最も多く、次いで「友だちのこと」となっています。

今後は、児童生徒に対し、自らSOSを出せるような教育（いのちや暮らしの危機に直面した時に、誰にどうやって助けを求めればよいか具体的かつ実践的な方法を知る教育）を一層推進していくとともに、学校教育関係者が、児童生徒の発信するSOSのサインにいち早く気づき、どのように受け止めるかなどについて、より一層理解を深めていく必要があります。

## 2 重点施策に関する取組と評価

### ①若者への対策

公共施設に啓発用のチラシやポスターを設置し、相談窓口の周知を図りました。

平成30（2018）年～令和4（2022）年の自殺者数のうち、30歳代までが5人で、40～50歳代の7人に次いで、2番目に多くなっています。そのため、若者が自殺に追い込まれないこと、悩みや問題が深刻化する手前の段階で支援につながる取組を推進する必要があります。

### ②高齢者への対策

地域ケア会議等を通じて多職種が連携し、自殺の要因である介護疲れや頼れる人の不在、病苦など自殺リスクを抱えた高齢者の個別支援を行いました。

平成30（2018）年～令和4（2022）年の自殺者数のうち、60歳代以上の者は4人です。高齢化率は年々増加し、今後も更に増加していくことが見込まれます。

高齢者の自殺は、孤立・孤独に陥り様々な問題を抱えたときに誰にも相談できず、リスクが高まると考えられることから、高齢者の居場所づくり、社会参加などの施策をより一層推進していく必要があります。

### ③生活困窮者・無職者への対策

包括的な相談支援体制として、関係者と連携を図り、生活困窮者等への支援を行いました。また、無料法律相談等により、生活上のトラブルを抱えた住民に対し、弁護士等の専門家への相談の機会を提供しました。

平成30（2018）年～令和4（2022）年の自殺者数のうち、無職者は4人です。生活困窮の背景には、多重債務や勤労問題、精神疾患、虐待、DV、介護等の多様な問題が複合的に関係しています。引き続き、生活困窮者・無職者の支援として、包括的な支援が必要です。

### ④勤務・経営への対策

働き盛り世代を対象に、広報紙を活用し、うつ状態やこころの健康に係る啓発活動を行いました。

平成30（2018）年～令和4（2022）年の自殺者のうち、勤務問題が背景にあるとされる人は5人で、自殺の原因・動機の原因（不詳を除く）の中では、最も多くなっています。そのため、岐阜地域産業保健センター等と連携を図り、職場におけるメンタルヘルスの取組を推進していく必要があります。

## 第4章 計画の目標と基本方針

### 1 基本理念

#### いのち支えるかさまつ

～誰も自殺に追い込まれることのない笠松町の実現を目指して～

### 2 目標

自殺対策の最終的な目標は、「誰も自殺に追い込まれることのない笠松町の実現」です。

本町では、平成30（2018）年から令和4（2022）年において、合計16人、平均して毎年3.2人が亡くなっている状況から、計画最終年度の令和11（2029）年度までに、年間自殺者数を0人とすることを目指します。

### 3 基本方針

令和4（2022）年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえ、次の6項目を基本方針として本計画を推進します。

1. 生きることの包括的な支援として推進します
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組みます
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させます
4. 実践と啓発を両輪として推進します
5. それぞれの役割を明確化し、連携・協働を推進します
6. 自殺者等の名誉や生活の平穏に配慮します

## 第5章 自殺対策の具体的取組

本町における自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされている「基本施策」と、地域の自殺の実態を分析した「地域自殺実態プロファイル」により示された「重点施策」を組み合わせ、関係機関・団体、住民との連携を図り推進します。

重点施策については、本町の「自殺実態プロファイル」において、重点的に支援をする必要があるとされている「勤務・経営」、「高齢者」及び「生活困窮者・無職者」に対する取り組みと、平成30（2018）年から令和4（2022）年の過去5年で自殺者数の約3割を占める「子ども・若者」への支援を選定し、施策を推進していきます。

### 「基本施策」

1. 地域におけるネットワークの強化
2. 自殺対策を支える人材育成
3. 住民への啓発と周知
4. 生きることの促進要因への支援
5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

### 「重点施策」

1. 勤務・経営への施策
2. 高齢者への施策
3. 生活困窮者・無職者への施策
4. 子ども・若者への施策

# 1 基本施策

## ①地域におけるネットワークの強化

自殺はその背景に、精神衛生上の問題だけでなく、過労、生活環境、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られており、自殺の多くは多様かつ複合的な原因が連鎖する中で起きています。これらの要因に対応するためには、既存の組織やネットワークを活用しながら、相互に連携・協働する仕組みを構築し、ネットワークの強化を図ります。

事業・主な取組み	担当課等
<p><b>「笠松町いのち支える自殺対策推進本部」</b>            役場内において、町長をトップとした全所属長で構成される、本町の中核組織であり、各部局における自殺対策関連事業の実施状況の把握を行い、全庁を挙げて自殺対策を総合的に推進します。</p>	健康介護課
<p><b>「笠松町いのち支える自殺対策推進委員会」</b>            役場組織外の関係機関等と連携を図るとともに、様々な関係者の知見を活かし、自殺対策を総合的に推進するため、保健・医療・福祉・教育等の町内外の関係機関や団体等で構成する自殺対策のための委員会を開催します。</p>	健康介護課
<p><b>「生活困窮者自立支援事業」</b>            自殺対策と生活困窮者に対する各種事業との連携を強化し、自殺リスクの高い生活困窮者の相談支援、就労支援、経済支援のほか、対象者の困りごとに合わせた相談支援を行います。</p>	福祉子ども課 健康介護課 社会福祉協議会等
<p><b>「要保護児童対策事業」</b>            虐待が疑われる児童生徒や、支援対象家族で自殺リスクが高いと思われる保護者等について、早期支援につなげられるよう、関係機関の連絡体制の強化を図ります。</p>	健康介護課 教育関係機関等
<p><b>「高齢者虐待防止」、「見守りネットワーク事業」</b>            地域住民や民間事業者が日常生活や仕事を通じて、高齢者の普段と異なる様子が気が付いたとき、町や地域包括支援センターに連絡することにより、必要な支援を行う事業を継続します。</p>	健康介護課 福祉こども課 地域包括支援センター等



## ②自殺対策を支える人材育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しては、早期の「気づき」が重要であることから、「気づき」のための人材育成が重要となります。

保健、医療、福祉、教育、労働の関係者はもちろん、住民の誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図ります。

事業・主な取組み	担当課等
<p><b>「町職員向けゲートキーパー養成講座の開催」</b></p> <p>窓口業務や相談支援、訪問等の際に、対象者のサインにいち早く気づくことができるようにゲートキーパー養成講座を開催します。なお、全庁的な取り組み意識を高めるため、全職員を対象とした養成講座を行います。</p>	<p>健康介護課 関係各課</p>
<p><b>「関係機関・関係団体向けゲートキーパー養成講座の開催」</b></p> <p>日頃から地域住民と接する機会の多い町内会、民生委員・児童委員、老人クラブ、母子保健推進員、食生活改善推進員、消防職員、警察職員、商工会員等を対象にゲートキーパー養成講座を開催します。</p>	<p>健康介護課 関係機関</p>
<p><b>「学校教育関係者向けゲートキーパー養成講座の開催」</b></p> <p>児童生徒が発信するSOSのサインにいち早く気づき、どのように受け止めるかなどについての理解を深めるために、学校教育関係者を対象にゲートキーパーの養成講座を開催します。</p>	<p>健康介護課 教育文化課 福祉子ども課</p>
<p><b>「フォローアップ研修の開催」</b></p> <p>ゲートキーパー養成後、養成者を対象にフォローアップ研修を開催します。</p>	<p>健康介護課 関係機関</p>
<p><b>「住民向け出前講座の実施」</b></p> <p>住民からの要望を受けて実施する出前講座において、町の保健師を派遣し、心の健康や自殺予防に関する正しい知識等について周知します。</p>	<p>健康介護課</p>

### ③住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る」ことであるにもかかわらず、そのような危機に陥った人の心情や背景は理解されにくい現状があります。

誤った認識や偏見を払拭し、「いのちや暮らしの危機が迫った場合には、誰かに援助を求めることが適切である」という考えが社会全体の共通認識となるよう啓発を図ります。

また、悩んでいる人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における住民一人ひとりの役割についての意識が共有されるよう、啓発事業を実施します。

事業・主な取組み	担当課等
<p>「自殺予防週間、自殺対策強化月間等を中心とするメディアを活用した啓発」</p> <p>広報紙やホームページに加え、SNSを活用し、自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）に合わせて、自殺対策の情報を掲載し、住民へ周知を図ります。また、こころのダイヤル119・岐阜いのちの電話・岐阜県自殺対策推進センター等、相談機関窓口についても周知します。</p>	健康介護課
<p>「リーフレット等による相談窓口及び自殺予防に関する情報の周知」</p> <p>庁舎窓口や公共施設等に啓発用のチラシを設置し、来庁者に相談窓口の周知を図ります。</p> <p>また、若者への対策として「二十歳の集い」において、相談窓口の周知などの啓発を行います。</p>	関係各課
<p>「住民向け出前講座の実施」（再掲）</p> <p>住民からの要望を受けて実施する出前講座において、町の保健師を派遣し、心の健康や自殺予防に関する正しい知識等について周知します。</p>	健康介護課
<p>「各種講座及び生涯学習等における啓発」</p> <p>各種講座及び生涯学習等において、自殺対策関連の講座を開催する場合、本町の自殺対策について、リーフレット等を配布し自殺予防に関する正しい知識等について周知します。</p>	健康介護課 教育文化課

#### ④生きることの促進要因への支援

自殺対策は「生きることの阻害要因を減らす取組」に加えて「生きることの促進要因を増やす取組」を行うことが重要です。

このため、リスクを抱える人への支援に努めるとともに、居場所づくりや生きがいつくりの活動支援を行います。

事業・主な取組み	担当課等
<p><b>「健康、子育て、介護、生活困窮、DV等の不安を抱える人への支援」</b>                      それぞれの年代や生活状況によって生じてくる様々な困りごと（健康、子育て、介護、生活困窮、DV等）に応じて、関係機関と緊密な連携を図りながら相談対応を行います。</p>	関係各課 関係機関
<p><b>「こころの健康に対する不安や悩みを抱える人への支援」</b>                      精神的問題を抱える人や生きづらさを抱える人への支援として、精神保健福祉士等によるこころの病や不安の相談事業を行います。</p>	健康介護課
<p><b>「妊産婦への支援の充実」</b>                      妊娠初期の人や予期せぬ妊娠をした人への相談支援を図るとともに、出産後間もない時期の産婦の産後うつ予防を図るため、産後健診において心身の状態の確認や生活状況の把握を行い、産後の初期段階での支援に努めます。</p>	健康介護課
<p><b>「地域住民を対象とした居場所づくりの推進」</b>                      住民が主体となり地域を拠点として開催している「ふれあいいきいきサロン」の運営を引き続き支援します。                      また、身体機能や脳の活性化を図るだけでなく、地域住民同士の交流を図り、安心して過ごせる居場所づくりを推進します。</p>	健康介護課 社会福祉協議会
<p><b>「子育て世代の親や子どもを対象とした居場所づくりの推進」</b>                      子育て世代の親と子どもが気軽に集い、相互交流を図る場を引き続き提供します。                      また、生活困窮世帯の子どもを対象とした、居場所づくりを兼ねた学習支援事業を推進します。</p>	健康介護課 福祉子ども課 社会福祉協議会
<p><b>「障がい者（児）を対象とした居場所づくりの推進」</b>                      地域で生活する障がい者（児）の日中活動の場として、地域活動支援センターの活動支援並びに、グループワーク等を開催し、交流のできる場や居場所の確保に努めます。</p>	健康介護課 福祉子ども課 社会福祉協議会

事業・主な取組み	担当課等
<p>「自殺未遂者への支援」</p> <p>自殺未遂者に対し、医療機関や警察、消防、保健所等とのネットワークの構築を図り、適切な相談、支援等を行います。</p>	健康介護課 関係機関
<p>「遺された人への支援」</p> <p>同じような経験をした方が集い、互いの思いを自由に語り合える遺族の自助グループを紹介するなど遺族の精神的ケアに取り組むほか、行政上の諸手続への支援など遺族のニーズにあった支援を行います。</p>	健康介護課 関係機関
<p>「精神障がいにも対応した地域包括システム構築（にも包括）の推進」</p> <p>「保健、医療、福祉、住まい、就労その他日常生活を営む上でに関りにおいて精神保健に関する課題を抱えるもの」を身近な地域全体で支えることで、心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を図ります。</p>	福祉子ども課 健康介護課 関係機関

## ⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒が困難やストレスに直面した際、心理的な抵抗を感じることなく、信頼できる大人等に助けを求めることができるよう、通常の学校の教育活動の一環として、自殺予防に向けたSOSの出し方に関する教育を推進します。

事業・主な取組み	担当課等
<p>「SOSの出し方に関する教育の実施」</p> <p>児童生徒が、いのちの大切さを実感できる教育を行うとともに、いじめ等の様々な困難やストレスに直面した際に、信頼できる大人や相談機関に早めに助けの声を上げられるよう、具体的かつ実践的なSOSの出し方に関する教育を行います。</p>	教育委員会 健康介護課
<p>「学校教育関係者向けゲートキーパー養成講座の開催」（再掲）</p> <p>児童生徒が発信するSOSのサインにいち早く気づき、どのように受け止めるかなどについての理解を深めるために、学校教育関係者を対象にゲートキーパーの養成講座を開催します。</p>	健康介護課 教育文化課 福祉子ども課
<p>「児童生徒の支援体制の強化」</p> <p>不登校やいじめ等の問題についての早期発見と適切な対応を促進するため、関係機関が連携して支援します。</p>	教育委員会 健康介護課

事業・主な取組み	担当課等
「学校への専門家の派遣」 各学校へスクールカウンセラーの派遣を行い、学校生活やこころの健康に関する相談体制の充実に努めます。	教育委員会
「子ども専用の相談先の周知」 町内の小・中学生、高校生を対象に、子どもが安心して相談できる、子ども専用の相談窓口の周知を図ります。	健康介護課

### ○基本施策における評価指標

評価項目	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
①地域におけるネットワークの強化		
笠松町いのち支える自殺対策推進委員会開催回数	1回以上/年度	1回以上/年度
要保護児童実務者会議	3回以上/年度	3回以上/年度
②自殺対策を支える人材育成		
ゲートキーパー養成講座の開催回数	—	1回以上/年度
ゲートキーパーの認知度	13.5%	16%
③住民への啓発と周知		
広報紙・ホームページ・SNS等への掲載回数	4回/年度	6回以上/年度
住民向け出前講座開催回数	—	1回以上/年度
④生きることの促進要因への支援		
ふれあい・いきいきサロン等設置数	11か所	18か所以上
「にも包括」協議の場の開催	—	1回以上/年度
⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育		
学校教育関係者向けゲートキーパー養成講座開催回数	—	1回以上/年度

## 2 重点施策

### ①勤務・経営への施策

働き盛り世代がこころの健康を損なう原因となるのは、過労だけでなく職場の人間関係、失業、うつ病、育児、夫婦関係による不和、介護等様々ですが、本町における平成30（2018）年から令和4（2022）年の5年間の理由別自殺者数で1番多いのは勤務問題の5人です。

そのため、職場のメンタルヘルス対策を岐阜地域産業保健センター等と連携を図り推進します。

事業・主な取組み	担当課等
<b>「健康相談・健康教室の実施」</b> 本町内の労働者数 50 人未満の小規模事業場の事業者や労働者を対象とした健康相談・健康教育の実施に向けて、岐阜地域産業保健センターと連携を図ります。	健康介護課 商工会 関係機関
<b>「啓発事業の強化」</b> 働き盛り世代を対象に、広報紙等を活用した、うつ状態や睡眠障害等に係る啓発活動を行い、こころの健康リスクの早期発見に努めます。	健康介護課
<b>「家族等の気づきの促進」</b> 悩みを抱えた勤労者の心身の変調に、家族等の身近な人がいち早く気づくことができるよう、うつ状態や自殺の危険を示すサインへの気づき方や、適切な相談窓口についての普及啓発に努めます。	健康介護課

## ②高齢者への施策

高齢者の自殺対策については、閉じこもりや抑うつ状態、健康不安、孤立・孤独など、高齢期特有の問題への対応が求められます。今後更に高齢化が進展することが見込まれる中、地域包括支援センターを始めとする関係機関との連携強化を図り、対策を推進します。

事業・主な取組み	担当課等
<p><b>「地域ケア会議（＊）の機能強化」</b>                      高齢者の介護に係る問題だけでなく、自殺対策の視点も加えた支援の充実を図るなど、多職種での連携を深め機能強化を図ります。</p>	健康介護課 地域包括支援センター
<p><b>「在宅医療・介護連携の推進」</b>                      地域の医療・介護・福祉関係者等と情報共有を図ることにより、自殺リスクを抱えた高齢者の早期発見と支援を推進します。</p>	健康介護課 地域包括支援センター
<p><b>「関係機関・関係団体向けゲートキーパー養成講座の開催」（再掲）</b>                      日頃から地域住民と接する機会の多い町内会、民生委員・児童委員、老人クラブ、母子保健推進員、食生活改善推進員、消防職員、警察職員、商工会員等を対象にゲートキーパー養成講座を開催します。</p>	健康介護課 関係機関
<p><b>「地域住民を対象とした居場所づくりの推進」（再掲）</b>                      住民が主体となり地域を拠点として開催している「ふれあいいきいきサロン」の運営を引き続き支援します。                      また、身体機能や脳の活性化を図るだけでなく、地域住民同士の交流を図り、安心して過ごせる居場所づくりを推進します。</p>	健康介護課 社会福祉協議会

（＊）地域ケア会議とは、多様な関係者が協働し、介護や支援が必要な高齢者が、住み慣れた住まいで生活を続けられるよう地域全体で支援するための方法を検討する会議のことです。

### ③生活困窮者・無職者への施策

生活困窮者はその背景として、虐待、DV、依存症、性的少数者、知的障がい、発達障がい、精神疾患、多重債務、労働、介護等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、社会的に孤立しやすい傾向があります。

そのため、地域の人とのつながりを持つことにより支援を受けられる機会を広げるとともに、生きることの促進要因を増やし、生活困窮者や生活困窮者困窮に陥る可能性のある人が自殺に至らないように、包括的な生きる支援としての対策を推進します。

事業・主な取組み	担当課等
<p><b>「包括的な相談支援体制の充実」</b></p> <p>「地域共生社会（＊）」の実現に向け、制度の狭間にある人、複合的な課題を抱えている人などを支援するため、属性を問わない相談支援などを行う「重層的支援体制整備事業」の推進を図り、「生きることへの包括的な支援」を行います。</p>	<p>健康介護課 福祉子ども課 関係機関</p>
<p><b>「生活困窮者自立支援事業」（再掲）</b></p> <p>自殺対策と生活困窮者に対する各種事業との連携を強化し、自殺リスクの高い生活困窮者の相談支援、就労支援、経済支援のほか、対象者の困りごとに合わせた相談支援を行います。</p>	<p>福祉子ども課 健康介護課 社会福祉協議会等</p>
<p><b>「精神障がいにも対応した地域包括システム構築（にも包括）の推進」（再掲）</b></p> <p>「保健、医療、福祉、住まい、就労その他日常生活を営む上でに関りにおいて精神保健に関する課題を抱えるもの」を身近な地域全体で支えることで、心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を図ります。</p>	<p>福祉子ども課 健康介護課 関係機関</p>
<p><b>「法律相談」</b></p> <p>消費生活上等のトラブルを抱えた住民に対し、弁護士等の専門家への相談機会を提供します。また、相談先情報の周知に努めます。</p>	<p>健康介護課 総務課 環境経済課</p>

（＊）「地域共生社会」とは、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。



#### ④子ども・若者への施策

子ども・若者世代は就学や就職、結婚、妊娠、出産子育て等さまざまなライフイベントを経験する年代です。環境やライフスタイルの変化に伴って発生する「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを展開することで、自殺リスクの低下に努めます。若者が自殺に追い込まれないこと、抱えた悩みや問題が深刻化する手前の段階で、支援につながる取組を推進します。

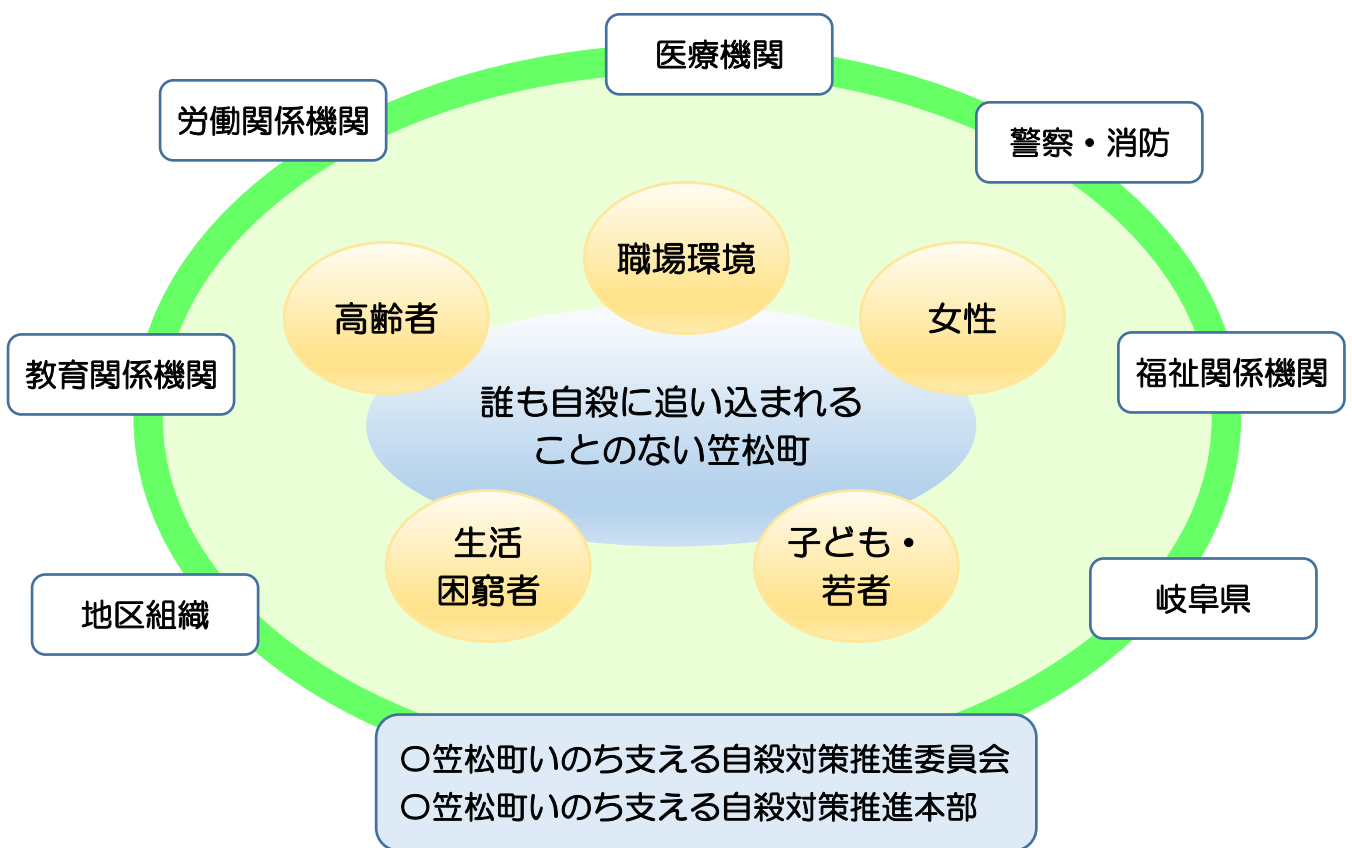
事業・主な取組み	担当課等
<p>「自殺予防週間、自殺対策強化月間等を中心とするメディアを活用した啓発」（再掲）</p> <p>広報紙やホームページに加え、SNS を活用し、自殺対策強化月間（3月）、自殺予防週間（9月）に合わせて、自殺対策の情報を掲載し、住民へ周知を図ります。また、こころのダイヤル119・岐阜いのちの電話・岐阜県自殺対策推進センター等、相談機関窓口についても周知します。</p>	健康介護課
<p>「リーフレット等による相談窓口及び自殺予防に関する情報の周知」（再掲）</p> <p>庁舎窓口や公共施設等に啓発用のチラシを設置し、来庁者に相談窓口の周知を図ります。</p> <p>また、若者への対策として「二十歳の集い」において、相談窓口の周知などの啓発を行います。</p>	関係各課
<p>「SOSの出し方に関する教育の実施」（再掲）</p> <p>児童生徒が、いのちの大切さを実感できる教育を行うとともに、いじめ等の様々な困難やストレスに直面した際に、信頼できる大人や相談機関に早めに助けの声を上げられるよう、具体的かつ実践的なSOSの出し方に関する教育を行います。</p>	教育委員会 健康介護課

## 第6章 自殺対策の推進体制

### 1 計画の推進体制

自殺対策は、家庭や学校、職場、地域など社会全般に関係しており、総合的な対策のためには、他分野の関係者の連携と協力のもとに、効果的な施策を推進していく必要があります。そのため、役場内に「笠松町いのち支える自殺対策推進本部」を設置し全庁的に自殺対策を推進します。

また、幅広い関係機関・団体で構成される「笠松町いのち支える自殺対策推進委員会」を設置し、官民が一体となり更には町民が一丸となった、本町における自殺対策を総合的に推進します。



### 2 計画の進捗管理及び評価

計画の確実な推進を図るため、「笠松町いのち支える自殺対策推進委員会」において、本計画の進捗状況を評価し、今後の取り組みについての協議を行うとともに、「笠松町いのち支える自殺対策推進本部」において必要な対策を迅速に進めていくようPDCAサイクルによって計画の進捗管理を行います。また、必要があると認める場合には計画の見直しを行います。

## 参考資料

- 1 笠松町いのち支える自殺対策推進委員会設置要綱
- 2 笠松町いのち支える自殺対策推進本部設置要綱
- 3 笠松町いのち支える自殺対策推進委員名簿

参考資料1 笠松町いのち支える自殺対策推進委員会設置要綱  
(平成30年6月27日告示第81号)

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第3条第2項の規定に基づき、関係機関、関係団体等の相互の連携を確保し、笠松町における自殺対策を総合的に推進し、自殺防止を図るため、笠松町いのち支える自殺対策推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策行動計画に関すること。
- (2) 自殺対策について、関係機関、関係団体等の連携及び協力に関すること。
- (3) その他自殺対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 地域代表者
- (4) 教育関係者
- (5) 警察・消防関係者
- (6) 労働関係者
- (7) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が選任されていない場合は、町長が招集することができる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者に会議の出席を求め、意見を聴くことができる。

(実務者会議)

第7条 委員会に、自殺対策のための連携強化及び情報交換を行うため、実務者会議を設置することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、住民福祉部健康介護課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

参考資料2 笠松町いのち支える自殺対策推進本部設置要綱  
(平成30年6月27日告示第82号)

(設置)

第1条 自殺対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進するため、笠松町いのち支える自殺対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (2) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 自殺対策の推進に係る普及及び啓発に関すること。
- (4) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長をもって充てる。

3 本部員は、次に掲げる職員をもって充てる。

- (1) 住民福祉部長
- (2) 総務部長
- (3) 企画環境経済部長
- (4) 建設水道部長
- (5) 教育文化部長
- (6) 会計管理者
- (7) 議会事務局長

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を代表し、本部を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは本部員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 本部に、第2条に定める事務を処理するため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、本部長の指名する部会長及び部会員をもって構成する。

3 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に対して部会への出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

4 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 本部及び作業部会の庶務は、住民福祉部健康介護課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

参考資料3 笠松町いのち支える自殺対策推進委員名簿

分野	氏名	構成機関(所属)
識見を有する者	岩田 修	町内会連合会代表
	亀山 正子	町民生委員児童委員協議会代表
	家田 憲二	町老人クラブ連合会代表
保健・医療・福祉 関係者	◎ 伊藤 康	羽島郡医師会笠松代表
	二村 真紀	岐阜保健所(健康増進課)
	内堀 元夢	基幹相談支援センター
	大野 友之	岐阜県社会福祉協議会
	荒木 篤	町社会福祉協議会 (地域包括支援センター)
地域代表者	杉山 詞一	人権擁護委員代表
	森 祐見子	町母子保健推進員代表
	河田 容子	傾聴ボランティア代表
教育関係者	宮川 浩司	羽島郡二町教育委員会
警察・消防関係者	高橋 正樹	岐阜羽島警察署(生活安全課)
	坂本 英夫	羽島郡広域連合消防本部
労働関係者	安藤 博之	町商工会代表

※敬称略

◎・・・委員長

○・・・副委員長



**第2期笠松町いのち支える自殺対策行動計画**  
**【令和6年度(2023年度)~令和11年度(2029年度)】**

**発行年月：令和6年(2023年度)〇月**

**編集・発行：笠松町 住民福祉部 健康介護課**  
**〒501-6063**

**岐阜県羽島郡笠松町長池408番地の1**

**電話 (058)388-7171**

**FAX (058)388-5955**